



Column

「実務家教員」体験記

松原 明紀

1. 「実務家教員」とは？

この8月に本研究所に着任する前の1年11ヵ月の間、東北大学公共政策大学院の教員を勤めていた。私は元来行政官であるので、「実務家教員」ということになる。「実務家教員」とは、「専門職大学院設置基準」(平成15年文部科学省令第16号)および「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省告示第53号)によれば、「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」とされている(少々面映ゆいが…)。

公共政策大学院のような専門職大学院に限らず、各国立大学法人の中期目標・計画においては、実社会で活躍できる人材の養成に向けた実務教育の重要性が強く意識され、それを担う実務家教員の登用に取り組むこととされていることが多く、今後、ますます登用の動きは拡大していくことと思われる。本誌の読者には、教育に関心のある行政官(国・地方)や大学の研究科・学部の運営に携わる方もいると思われるので、私が「実務家教員」としていかに教育に携わったかを取り上げて、参考に供することとしたい。

2. 着任直後の混迷

平成16(2004)年8月に異動してまず行ったのは、行政官としてありがちな「前例探し」であった。しかし、この試みはすぐに挫折することとなる。

農林水産省では、本政策研究所の研究員(研究職)が大学に転じる例は多々あるものの、現役行政官が出向して教員となった例は久しくなかったことから、「誰かの講義ノートを活用できるだろう」との甘い考えは持っていなかった。しかし、「農業政策」や「農業法」の講義がある大学は多くあるだろうから、ネットで各大学(農学部や政策系学部)

のシラバス(講義要綱)を閲覧して参考にしようと思っていたところ、これらがほとんど参考にならなかったのである。

これは、マクロ・ミクロ経済学のような制度化された分野とは異なり、近年の農業政策や農業法には標準的な教授内容や教科書が確立していないことに加え、私のイメージする「実務家教員の行う教育」(後述)とは大きく異なっていたことによる(ただし、このときは気付かなかったが、後に東京農業大学で農業法を講じていらっしゃった農林水産省OBの谷野陽先輩から、講義レジュメとともに有益な示唆をいただくことができた。それらに照らして、自分の方向性は間違っていなかったことに安堵した覚えがある)。

3. 実務家教員の行う教育

「実務家教員の行う教育」とは、特に農業政策論については以下の3点がポイントであろうと考えた。

①政策内容については、様々な政策分野が複雑に関連する現代農政においては、まずはバイアスをかけずに、政策全般を体系的に理解させる(教員の意見の鵜呑みににならないようにするためには、最初に客観的事実を教えることが大事と考えたため)。

②政策形成過程については、平成11(1999)年の食料・農業・農村基本法の制定以降、実際の政策立案過程が、「基本法の理念・体系→5年に1度策定される基本計画→具体的な政策の企画立案」とのスタイルになっていることから、そのような思考の流れを体感させる(国・地方の公務員を志す者や未だに「政策」が有効である農業・食料分野の業界に就職しようとする者には有益なことと考えたため)。加えて、立案される政策自体も、論理的帰結として成立しているわけではなく、農業政策に独特のプロセス(!)をたどって成立していることから、そのプロセスについても、行政官としての自らの体験を踏まえつつ解説する。

③併せて、講義や演習の場における交流を通じて、一般社会に身を置く職業人としての意識・心構えを伝える。

以上、コンセプトが固まったところで、平成16年度後期(10月～)の開始に向けて、8月と9月は、シラバスづくりから始まり、毎回の構成の検討、図書館に通っての資料収集、レジュメ作りに没頭した。

その後については、次のコラム執筆の機会に書いてみたい。